

個人情報保護対策と情報セキュリティ対策に関する決議

平成27年6月に発覚した68万人を超える個人情報流出事案は、当時市職員であった者が、自宅に持ち帰っていた選挙関係データや業務ファイルを個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存したことにより、平成23年11月に執行された大阪府知事選挙時の約68万人の選挙有権者情報を含むファイル等が外部に流出したものであり、地方自治体では過去最大規模となる個人情報の流出事案となった。

この事案は、その規模の大きさに加え、これまでの個人情報流出事案の教訓が活かされることなく元市職員による個人情報の持出し、流出を未然に防ぐことができなかったことも市民に多大なる不安と心配を与え、市政に対する信用を著しく失墜させることとなった。

このことは、本市議会にとっても非常に憂慮すべき事態である。

市当局の事案発覚後の対応は、全容の解明と二次被害の発生防止に全力を傾注するとともに事案の調査結果に基づき関係職員の処分を行い、元市職員に対しては刑事告訴の手続きを進めるとともに、市長自らも最高責任者として市民に対する謝罪と自らの給与を減額するなどの対応を実施したところである。

また、本事案に関して、専門的な見地から本市の調査や再発防止策の妥当性を検証するため第三者の外部有識者で構成する「堺市個人情報流出事案検証委員会」を設置し、三回の委員会開催で審議結果を取りまとめるとともに、平成28年度予算においても具体的な方策の実施予算が計上されている。

しかし、本市議会は、「堺市個人情報流出事案検証委員会」が指摘しているとおり、市の初動期の対応が不十分であったことや、これまでの教訓が活かされなかったことから、本事案のみならず個人情報の取扱いについては組織全体の情報管理の問題と捉え、二度とこのような事案を引き起こすことのないよう、徹底した対策を講じる必要があると考えるものである。更にマイナンバー制度が開始される中、市民が安心して同制度を利用するためにも、市や関係機関等が保有する個人情報の適切な管理、保護に実効性のある対策の実施が必要不可欠である。

そこで、本市議会は、下記の事項を強く求めるものである。

記

1. 市並びに関係機関の職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、堺市個人情報保護条例や堺市情報セキュリティポリシー等を徹底して遵守すること
2. 個人情報保護対策と情報セキュリティ対策を強化するため、「組織体制の再検討、職員の訓練等の徹底」「インシデント即応体制の整備」「インターネットのリスクへの対応」について必要な体制を整備し、個人情報流出の再発防止に万全の措置を講じること

以上、決議する。

平成28年3月25日

堺市議会

堺市長 宛